

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 3 年 1 1 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 議案第27号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第28号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 5 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 5 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	越 前 谷 邦 夫 君	2 番	大 久 保 富 士 子 君
3 番	篠 原 功 君	4 番	大 屋 治 君
5 番	立 野 広 志 君	6 番	五 十 嵐 篤 雄 君
7 番	千 葉 薫 君	8 番	今 野 幸 子 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	石 川 邦 子 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	武 川 正 人 君
総務部長	佐 野 大 次 君	経済部長	若 木 涉 君
洞爺総合 支 所 長	高 橋 秀 明 君	総務課長	高 橋 謙 介 君

税務財政課 長 藤 岡 孝 弘 君 教 育 長 皆 見 亨 君

代表監査委員 山 口 芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志 書 記 阿 部 は る か

庶務係 木 村 暁 美

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和3年11月会議を開会します。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、7番、千葉議員、8番、今野議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

五十嵐委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） おはようございます。

読み上げて報告いたします。

所管事務調査報告書。

令和3年11月24日、洞爺湖町議会議長、大西智様。議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和3年11月会議の運営について。

2、調査日、令和3年11月22日月曜日。

3、出席委員、私ほか、石川副委員長、越前谷委員、立野委員、千葉委員。

4、委員外として、大西議長、板垣副議長にご出席をいただきました。

5、説明員、武川副町長。

6、結果、地方自治法第102条の2第7項の規定に基づく洞爺湖町議会令和3年11月会議の開議請求に伴い、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、11月24日、1日間。

審議日程について、11月24日、本会議。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手の消毒を行うこととする。

議会の傍聴は行わないこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は、本日1日を予定しておりますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 洞爺湖町議会令和3年11月会議に、町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）として、金員の寄附でございます。アとして、匿名で50万円、コロナウイルス感染症防止等のためご利用してくださいと寄附を頂きました。イとして、これも匿名でございまして、金額30万円でございます。これは町のために使ってくださいということで寄附を頂いております。

（2）金員の寄附でございます。ふるさと納税寄附金として、今回、個人（匿名を含み）756件、累計で3,457件でございます。総額で今回1,644万4,000円、累計で6,211万1,000円でございます。

（3）として、物品の寄附でございます。株式会社マルナカ総業、代表取締役、渡部順司氏よりオリジナルのマスク150枚を頂き、職員でぜひ使ってくださいということで寄附を頂いております。

2番目として、町営住宅使用料の算定誤りについてでございます。

このたび、令和元年4月から令和3年10月分までの住宅使用料につきまして、収入超過者として認定された方々の一部に算定誤りがあることが判明いたしました。

内容といたしましては、収入超過者に認定された方の場合、通常の入居者の所得情報に加えて収入超過者に認定されてからの超過年数等の情報をシステム上で直接手入力が必要など、操作マニュアルの確認不足により、自動更新されるものと誤認したこと等による算定誤りでございます。

該当する入居者の皆様には、個々に訪問させていただき、事務誤りの説明とおわびをさせていただいたところでございます。

今回の件につきましては、住宅使用料のみならず、庁内全体の事業に関わる問題として、事業全般における点検を再度徹底して行うよう、強く指示したところでございます。

度重なる不祥事が続き、町政の信頼回復及び再発防止に組織を挙げて取り組む矢先、このような事案が再度発生したことは、誠に遺憾であり、議員並びに町民の皆様に、重ね重ね深くおわびを申し上げる次第でございます。大変申し訳ありませんでした。

今般の職員の不適切な処理の最終的な監督責任として、町長及び副町長の給料の減額に係る議案を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、本事案に係る関係職員につきましても、厳正な処分を行ってまいります。

2 ページでございます。

3 として、洞爺湖温泉地区の信号機の供用開始についてでございます。

平成26年度以降継続して要望活動を行ってまいりました、洞爺湖温泉地区の道道洞爺湖登別線の交通安全施設整備のうち、市街地の伊達信用金庫洞爺温泉支店横交差点の信号機並びに横断報道について、本年11月13日、全ての工事が完了し、11月19日をもって信号機の供用が開始となりました。

また、交通安全対策の一つとして要望してまいりました、町道洞爺湖温泉大通り線の規制速度を時速40キロメートルから30キロメートルへの変更について、北海道警察本部の内部決定がなされ、11月13日から標識が変更となりました。

洞爺湖町議会をはじめ、関係団体の皆様のこれまでのご支援とご協力に感謝を申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で行政報告を終わります。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第27号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第27号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。

ただいま行政報告をさせていただきましたとおり、職員による住宅使用料の不適切な事務処理によりまして、町民の皆様の信用を失墜したことを鑑み、最終的な監督責任から、特別職の給与の減額について提案させていただくものでございます。

内容につきましては、附則に第18項として、特別職の給料月額の特例措置を定めるものでございます。町長については、12月から2月までの3か月分の給料月額を10%減額、副町長については、12月から1月までの2か月分の給料月額を5%減額するものでございます。

ただし書につきましては、期末手当の算定の基礎となる給料月額と減額する期間中に退任した場合の給料月額は、期末手当及び退職手当の関係から減額しない額とすることを定めてございます。

施行期日を定める附則につきましては、この条例は、令和3年12月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、ただいま提案されました特別職給与の減額措置について質問したいのですが、今回の問題の要因についても、それから再発防止策についても、私自身はまだまだ明らかになっていないと思うのです。問題の原因や今後の対策をしっかりと検証した後に、本来なら、その責任を明らかにして、給与の減額等を含めて特別職の責任をしっかりと明確にすべきだと思うのですが、ところが、いまだこの問題の原因を誘発した要因、そして今後、これを再発防止のためにどういう対応をするのかということについて明らかになっていません。

町が事前に議員に配付したプリントの中でも、チェック体制の不備があったということは述べていますが、再発防止の取組については、今回の原因分析をしっかりと行い、徹底した再発防止に取り組んでまいりますというふうに示されただけで、実際に原因分析がどこまでできているのか。そして、その徹底した再発防止策とは一体何なのか。このことについて何ら明らかにしないまま、ただ、特別職の給与を減額すればそれで責任が取れたというような解釈だとすれば、これはちょっとおかしいのではないかと思います。その点でどうお考えなのかということです。

実は、保育所の保育料の算定の問題についても、結局、職員の責任を明らかにして減給等の処分をしたと。特別職についても処分をしたというふうになっていますが、私はそのときにも言いましたけれども、なぜこういう問題が起こったのか、どうしたらこの問題を繰り返すことがないようにできるのか、そのことについて明らかにすべきだということを述べたのですが、いまだにそれは公表されていません。

そういう中で、なぜ、はっきり言えば、早くもう責任を取って、この問題を不問にするというふうな姿勢になっているのではないかという気がするのですけれども、その辺についてもどう考えているのか、改めて伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） ただいまご質問ございました、今回の原因につきましては大きく3

点、システム入力方法の引継ぎ不足、二つ目に操作マニュアルの確認の不足、三つ目にチェック体制の不備ということで、現在、今回の算定賦課誤りにつきましては、現行のシステムから新システムに移行するデータ移行の最中に確認されたということでございます。

コンピューターといいますか、入力をして、1人の職員がその作業に関わる、あるいは部下がそれをチェックするというような作業をしていたわけですが、影響額というのは、こういう大きな誤りがあったときには非常に大きな額になってございます。道内でも影響額が2,700万円にも及んだというような同様の事例もございます。

従来、役場の仕組みの中で、手作業でチェックをする、2人、3人とチェックをする中でミスを発見して、大ごとに至らないとか大きい事故に至らないというようなことであったのですが、現在のシステムへの入力をする、あるいは確認をする、今回も一度だけの入力ですら1年間の住宅料の算定が動いていくというようなことになってございますので、この辺については、決して責任逃れ、あるいは原因を曖昧にするということではなしに、住宅の関係以外でも当然システムを使いながら入力をしてということで作業をしているものですから、それらも含めて総合的に点検、あるいはどうしてこういうことが起きたのか。これから起きないようにするにはどうしたらいいのかというのを、現在、職員の服務規程の違反に係るコンプライアンスの制度化と併せて、庁内で今詰めている最中でございますので、これからどういうふうにしてそれを防いでいくのかというのは、改めて説明をさせていただきたいと思います。

今回の特別職の提案につきましては、既に影響を受けている皆様への説明とおわびをしているということがございます。そういうことから、速やかに監督責任にある立場の者として自らを律するというような趣旨でございます。この後に改めて説明をさせていただくということでご了解をいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 私は、責任の取り方として問題をもっと分析して、どこまでその影響が広がっているのか。例えば今回のような住宅料の請求だけではなくて、今、町長は先ほど行政報告の中でも、ほかの部分についてもそういった状況がないのかどうかを調査させるというようなお話もありました。

私は、責任などというのは最後でいいと思うのですよ。というのは、それよりも、やはりそういった問題の要因となっている原因が何なのか。そして、それをどう再発防止に結びつけていくのかということまでしっかりと提示して、その後に責任を取ればいいのだと思うのです。

何か、次々と今、事があるたびに責任取ります、責任取りますと言うのだけれども、結局これまで繰り返されてきていることというのは、どこまできちっと調査されているのだということも含めて、私はやっぱり疑問に思うのです。

その都度、上がったときだけ責任取る。そうではなくて、本当にこういった、例えばどんどんと正規の職員も減らされ、会計年度任用職員がそういった中でそれを負担するような形

になってきたり、あるいは職員の配置の問題とか、熟練度に応じた職員配置が十分されていたかどうかとか、あるいは全く手が足りない中で職員は過重負担でそういった問題をしっかりとこなしていけない状況にあるのだとかということも含めて、私はしっかりと今の行政の中での人の配置の問題や、それから、そういった仕事に対する理解度や熟練度といったものに応じた対応がされてきてこういうことが生まれたのか、それとも未熟な中で、引継ぎも満足に行えない中でこういった結果が生まれたのか、その辺のことも含めてしっかり反省をして、そして改善をして、その上で私は管理者として責任を取るべきだと思うのです。

そういうことをなしにして、ただ責任を取ればいいということではないと思うのですが、その辺、町長はどうお考えなのですか。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） ただいま私どもの町には正職員として140名ほどおります。職員が決して少ないと、他の類似団体と比較しても、職員としては何人か定数よりもオーバーしているかなという部分がございます。そんな中で、職員個々の資質をさらに高めていかなければならないなという思いが常日頃からしているところでございます。

今回もこういうふうな不祥事が起きてしまった。すぐに部課長会議を開かせていただいて、各課長のほうに強く指示をしたところでございますが、やはり職員一人一人の能力、資質向上をさらに高めていかなければ、地方公務員としての仕事の在り方、あるいは住民との接し方、ここら辺になかなか100%の力量を発揮できるという職員が、そこまで育たない職員も残念ながら中にはいる。その中にいる職員を1か所に固めてもらう、あるいは、ぱらぱらに配置転換する、なかなか難しいところもございます。そんな中、各課長方が所管する事務をしっかりと管理監督していかなければならない。そのところは十分に注意をしているところでございます。

そんな中、保育所の保育料、あるいは職員の不祥事、そして今回の住宅料の誤り等々につきましては、いわゆる保育料、あるいは住宅使用料については、本来入力しなければならないところを引継ぎも受けていたにもかかわらず見落としてしまった。単純なる事務的ミスでございました。それをしっかりと管理監督できる本来の組織体制を構築していかなければならない。

そのためには、各課長方にもう一踏ん張りしてもらわなければならないということもございまして、そこら辺はしっかり指導させていただいているところでございますが、今後ともそれをさらに管理する部長職、そして副町長、私に最終的には責任があると。不祥事が重なってしまったことに対して議会及び町民の皆様へのおわびとして、今回このようなけじめをさせていただいたところでございます。

職員の資質向上、あるいは職場における職務の適性化等々につきましては、これからも従来と同じ、さらに、それに加えて徹底した対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 繰り返して言う必要はないと思うのですが、まだこの問題は終わっていないわけですね。来年の3月までの住宅料については、現在誤った請求でもって請求されています。ですから、特にその分については、現状よりもさらに多くの町費がそれに費やされていくという状況になるわけですね。

そのことを考えたときに、まだ継続してこの問題が引き続いて起こっているというふうな認識からいえば、例えばこの段階で特別職の処分をするということ自体も時期尚早だし、それから再発防止対策としても、まだ具体的に私たちの前には明らかにされていない。

そういう中で、保育所のこともありましたけれども、いまだにそれにしても再発防止対策が私たちに議会の中でも公表されているわけではありませんし、そういったものを出した上で管理職として、あるいは人事権を持つ町長として自らの処分について提案されるのがふさわしいのではないかと、私はそう考えるわけであります。

また、この後、職員の処分についても取り上げていきたいということでございますが、私は、先ほど副町長も言っていましたけれども、コンプライアンスというのは法令遵守なのです。今回の場合、どうなのか。確かに公務員としての職責を果たすという点ではコンプライアンスに反するのかもしれませんが、しかし、入力作業で誤った入力をしてしまったこと自体、それを誤って入力するようなマニュアルになっているということも含めて、これは職員だけの問題ではないと。

特にコンプライアンスというよりは、こういうシステム上の問題が私は大きいのだと思うのですよ。どんな人間だって当然間違いがあるわけですし、その間違いを起こさないためにマニュアルがあるわけです。ところが、そのマニュアルがこの町に則した内容となっていないということ自体も、これは誤りを起こしていた大きな要因だったのだと思うのです。そのことも含めて、しっかりとやっぱり原因究明と対応策を考えるべきではないかと思いますが、その点ではいかがですか。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） ただいまの質問でございます。

一つは、来年の3月まで、現在賦課誤りをしたということで、実質的には町からの支出は伴わないものでございます。現在入居されている方が、所得の額に応じて入居される住宅料が非常に高額になる方が対象者の中に現在いらっしゃいます。そういうことから、本来ですと住宅料の額が変更になる一月前には、行政のほうからその額についてのお知らせをしなければいけなかったところでございますけれども、そういう手続的なことがされていなかったということから、年末等に向けて急に額がこれだけ高額になりますということをお知らせして、1か月後に出ていただくというようなことで新しいところを探していただくのが非常に今入居されている方にはご迷惑をおかけするというようなことから、不公平感という部分では非常にあるところですが、行政からの債権としての支出が伴わないということから、来年の3月をめどに新しく額が高額になる方については、選択をしていただくというような期間を設けさせていただきたいというのがまず1点でございます。

それから、先ほどお話されました、なぜこういうことになったのか、それからもしそういうチェックがさらにされない状態で電算によります移行がされない場合は、それを継続していった可能性も当然あるわけでございます。

そういうことから、非常に今回のような入力頼みといいますか、機械頼みでやっている今の行政の取扱い自体に大きな危険がはらんでいるということを十分肝に銘じて、マニュアルの中で確かにちょっと誤解というか分かりづらいマニュアルではあったと思います。当然そのマニュアルというのは見直さないといけないのですけれども、それ頼みにしないで、各課でそれぞれチェックを今までと違った形で当然、課長というのは最終的に総括をしないといけませんけれども、それらの仕組み全体を、今の建設課の住宅料に関わらず全体的に見直していくというようなことで考えてございますので、それらにつきましては、決してうやむやにして特別職の責任だけを問う、あるいは職員に対する、職員は地方公務員法の適用ですし、特別職は自治法の適用を受けるということで、地方公務員法の適用を受けてございません。そういうことから、それぞれの職責に応じて、住民の皆さんに非常に信用を失墜したことに対する信用回復に向けてきちとした形で取り組んでいきたいということでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第28号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第28号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

以下、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページ、4ページ目をお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございます。道路橋梁維持費で890万円の増額でございます。これは、町道財田美沢線におきまして、旧洞爺村時代に認定された道路用地の一部が民有地に入り込んでいることが判明したことに伴う、16節公有財産購入費890万円の予算計上でございます。

さきの9月の会議において、道路の線形を改良するために必要な用地測量と実施設計業務に要する委託料として327万5,000円を予算計上し、事業を進めてきたところでございますけれども、並行して安価となります土地所有者への用地買収の交渉を行ってまいりました。その結果、このたび900万円で土地の売買契約に応じる旨の回答があり、交渉がまとまりましたことから、公有財産購入費の既存予算の不足分890万円を補正予算として計上するものでございます。

詳細の位置図につきましては、議案説明資料の1ページに記載のとおりでございます。

続きまして、13款予備費、1項1目の予備費でございます。890万円の減額でございます。これは、歳出補正について予備費より調整するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） これはちょっと確認なのですが、実際に2筆で2万7,100平米の用地を取得するわけですが、実際に必要な、いわゆる民地に入り込んでいた道路部分の面積というのはどのぐらいありますか。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） ただいまご質問ございました、実際道路部分として使用していた面積としては、約2,700平米となっております。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） そうすると2,700平米、つまり取得する土地のおおむね10分の1ですか。10分の1を取得するためにこれだけの大きな面積の土地を取得することになるという説明がありましたけれども、道路として別なところに設置するよりは、金額的にはこのほうが安くなるとか、いろいろ説明がありましたが、残った9割の土地の活用等については、これは単に町有地として管理すると、町有林というのですかね。そういうような今後の何か活用方法等考えているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） このたび道路敷地として2万7,100平米ほど買わせていただいた中で、道路部分については1割程度ということで、残りの部分については、現時点で明確に計画として持っている部分というのはございませんけれども、一応道路としてここにした中で、敷地の部分を道路の一部として管理していくということになろうかと思えますけれども、今申し上げましたとおり、今時点で明確な計画というのは持っていないというところがございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） この補正には反対するものではないのですが、何点か確認をさせていただきたいと思うのですが、実は、本当に驚いております。村道でないところを道路だということで使ってきたということで、合併したことによって町道に委託されたということではありますが、ただ、この用地を購入して正規な町道ということになるのだらうと思うのですが、私は購入する用地そのものも確認しておりますけれども、あそこで生活をしている洞爺湖町民が何世帯あるのか。あるいは別荘地ということで随分利用されている方も多くいるでしょうけれども、その戸数というのは一体何世帯あるのか。

将来的に、購入したけれども、今度あのかなりの状態で町道として認知しながら生活道路としていくのだらうと思うのですが、例えば夏場は配達するトラックなども上がっていくことはできるけれども、ただ、冬期間になると、なかなか運送業のトラックなども上がっていけないということで、下から荷物を担いで届けるという状況も実は生まれているのですよね。だから将来的に正規な町道として活用されるわけでしょうけれども、将来的に一体どうなるのだらうなど。

幾ら用地を買ったからといって、冬期間対策というのは何ら緩和される何物もないという町道の位置づけというのは、私はちょっと問題があるのではないかなと。やはり町道にしたからには、冬期間でも夏場でも、いろいろな町民も張りついているわけでありますから、そこに荷物を運搬するにしても、何ら影響なくトラックなども上がっていけるような道路の位置づけというものを図っていかなければならないのではないかなと。

今の状態だと、冬に荷物を預けるといって、遠回りをしていかなければならないと。夏場であつたら近くから上っていける。ところが冬期間は上っていけないと。配達する方々は、下にトラックにおいて荷物を担いで配達するという、こういう町道というのは一体本当に了とするのかなという疑問を持っているのですよね。

したがって、用地を買った後に将来の見通しというものを明確にしていなければならぬと思う。活用方法の見通し。それだけです。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） まず、ご質問ございました戸数の件でございますけれども、建物自体は十数件建っている状況なのですが、冬場も実際に通してこちらに住んでいる方という

のは、聞いている情報でいきますと4件ほどかなというところでございます。

あと、冬期間の話でございますけれども、確かに冬場になりますと、ここの道路の道道に接する部分が一部通行止めとなりまして、議員おっしゃいますとおり、不便な状況になっているという実態ではございますけれども、現時点におきまして、そこを冬期間通せる代替路線の確保ですとかという部分におきまして、明確に計画というのを持っているわけではない状況でございます。通行の部分については、今の段階におきましては現状の部分の何とか冬期間も維持して通行できる体制を確保しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） ちょっとしつこいようだけれども、やっぱり町道であるわけですから、町道であるにもかかわらず、夏場は何とか活用できると。ところが冬期間はできないという町道というのは、やはり将来的には何らかの改良をするとか、対策を講じて冬期間でも有効町道として活用されるような手法を取るべきだと思うのですが、どういうものでしょうね。無理な質問でないと思うのですが、将来的にはどうしようとしているのか。その辺、副町長でも、町長でも答弁いただければと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今提案になっております財田美沢線でございますが、ちょうどこの図面の右下のほう、財田美沢線（現道）と書いてありますが、この右隅下のほうに何軒か別荘、あるいはお住まいを建てて住んでおられる方がいらっしゃいます。そして、この町道から先の財田のほうに町道がさらに延びておりますが、そちらのほうにも別荘が何軒かあるように聞いております。

その別荘の中の敷地については、これは町道になっておりません。私道になっております。ですから、冬期間は町のほうといたしまして、町道の部分は雪が積雪状態によって除雪をしている。ただ、私道の部分については、町のほうで除雪をしていない状況がございます。私どもも冬期間、火災だとか救急車だとかはどうするのだろうというふうなことでいつも心配しておりましたけれども、町のほうとしては、私道までは残念ながら入っていくことができない。

それと、私道につきましては、かなりの勾配があるということで、住んでおられる方々うちの職員が行ってお話を聞いてきたところが、私たちはこういう状態を承知で買っていたのだというふうなお話をされてきたというふうに聞いております。それはそれで個人の自由だから仕方ないのかなというふうな話をしておりましてけれども、私どもは今、町道として認定しているところにつきましては、しっかりこれから先も町道として管理をしていかなければならないというふうに思っておりますが、なかなか私道との関係につきましては、こういうふうな物件が残念ながら洞爺のほうには結構多いというところはあるようでございます。その辺は一回調査をしていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 自分の舌足らずで、町長の答弁が今のそういう答弁になったのかなと思うのですが、自分が言っているのは、私道を全部町で管理をして、ストレートに冬でも車が行くような方法を取るべきだということではなくて、今度、町道ということで、町道だけでも冬期間行けなくなるわけだから、遠回りすれば何とか高台のほうまで行けますよ。だけれども、いつも通っている反対側のほうは、勾配が急だけに冬期間は行けないわけですから、自分が言っているのは、正規の町道ということで、今回用地を購入して町道になるわけですから、町道のところだけでも冬期間に車が行けるような方法は近い将来取れませんかね。それを申し上げているのですよね。

私道のところまで町で管理して冬期間でも通れるというようなことは言っていない。町道ということになるわけですから、町道だけでも、冬期間でも夏場のように行けるような道路改良とか、道路整備とかということはできませんかねと。

今、財田のほうから、町長、上っていくところは、冬期間は通れなくなるのですよ。そのことを申し上げているのですよ。全体に冬期間に通れるような整備計画だと改良整備計画というものはないのですかねということを申し上げているのですよ。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、財田美沢線を上って、今の現道に出ました。それから先について、急勾配に町道としてなっている。そこのところは冬季間通行止めをしているという状況もありますが、あれをうまく改良して、道道に接続できるということになりますと、かなりのこちら側は斜面がありますので、やはりずっと奥のほうまで道路を延ばしていかなければならないかな。用地買収、そして道路整備、あの辺のことを考えますと、かなりの費用がかかってくると思います。

私、今、財田美沢線のお話をさせていただいておりますが、洞爺地区には、このほかにいろいろ町道と接点されているのだけれども私道になっているという部分が何件か散見されております。こういうところまで手をつけてしまいますと、今の町の財政ではなかなか厳しいものがあるということになってくることが予測されますので、私どもも地域の皆さんのご意見を聞きながら、今早急に要望があるのか、ないのか。回りながらも、先ほど申しましたとおり、前にうちの職員が住んでいる方のところへ行ってみて聞いてきたときには、今これで何とか生活できているというふうなお話で聞いてきたというふうに報告を受けておりますので、そういうことを重ねながら、何か所もあるようでございます。そういうものを今後の整備のための検討材料に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

6 番、五十嵐議員。

○6 番（五十嵐篤雄君） この道路ですが、私も仕事柄、時々通らせていただいております、またよく知っている関係もありまして、全員協議会か何かでしょうか、民有地に道路が入っているという報告を受けたときに、半分情けなさがあったのですが、それなら工事をするよ

りも、もし売買で道路が確保できるのであれば、現状の道路がそのまま使えるということを提案させていただいた経緯もありますので、お伺いしようと思っっているのですが、本当にあの道路は、こんな道路がまだあるのかというぐらい、要するに、舗装もされていない未舗装の道路で、映画の撮影でも使えそうな道路なので、ぜひ同じ形で残してほしいという希望もあったので、そういう提案をさせていただきました。

その前に、何か工事が始まっているようなことが見受けられたので、道路を迂回させる工事が始まっているのだなというふうに思っていました。

そこで、900万円の金額に対して890万円ということなので、前回、補正したというか予算計上した初期工事か何かの部分の支払われる、ある程度作業が進んでいますから、その方の支払もきっとあるのだらうと思います。それを精算するとかいう金額に、それを合算して、途中まで進んだ工事の料金と土地取得代かなというふうには想像するのですが、そのことの確認が1点。

それから、道路脇に、たしか水道管の布設されているようなことをちょっと聞いたことがあるのですが、パイプがむき出しになっているような箇所が見受けられたりなどしているのですが、水道管の維持そのものに支障がないかどうかともついでにお聞かせいただければと思います。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） ただいまご質問ございました。

これまでの費用の件でございますが、これまで要した分というのは工事ではなくて、調査ということで、設計をするためにまず用地がどこの範囲なのかというのを定めるためにやりました用地測量業務に要した費用が、副町長のほうからも説明ございましたけれども、その費用が27万5,000円ほどかかりましたと。その後、改良に必要な実施設計業務ということで設計に要した費用として、補正予算としては300万円ほど用意していただいたのですがけれども、実際には286万円の実施設計業務委託料が発生したということで、工事を実施したわけではなくて、調査に必要な部分の草刈りや何かをちょっとした程度の話でございまして、実際に工事はしていないという状況でございます。

また、パイプがむき出しではないかという部分ですが、水道管につきましては、今回実際に道路を振り替えようとしていた道路敷地の部分のほうに既にもう布設替えが終わっている状況でございまして、地上に確かにパイプが出ている状況というのはあるのですが、それは民間のほうで管理してございます温泉の供給管がどうも路上にむき出しの状態で配管されているというような状況になっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から12月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前10時56分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員